

掛金徴収規程

全環境企業年金基金

(目的)

第1条 標準掛金、特別掛金及び事務費掛金（以下「掛金等」という。）の徴収は、確定給付企業年金法（以下「法」）、確定給付企業年金法施行令（以下「令」）、確定給付企業年金法施行規則（以下「規則」）及び全環境企業年金基金規約（以下「規約」）並びに財務及び会計規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(掛金等の額の決定)

第2条 理事長は、掛金等を徴収するときは、規約に基づき増減計算書を作成し、各実施事業所の事業主が納付すべき掛金等の額を決定しなければならない。

(納入の告知)

第3条 理事長は、掛金等の額を決定したときは、納入告知書をもって当該実施事業所の事業主に、納入の告知をしなければならない。

2 前項の納入告知書は、当該実施事業所の増減計算書を添付し、おそくとも当月の20日までに、当該事業主に発付しなければならない。

(掛金等の納付)

第4条 事業主は、納入の告知を受けたときは、納付期限までに、理事長の指示する納付場所に掛金等を納付しなければならない。

2 前項の掛金を納付期限まで納付しない事業主があるときは、基金は期限を指定してこれを督促する。

3 納付する掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

(領収証の交付)

第5条 理事長は、掛金等を収納したときは、領収証を当該事業主に交付しなければならない。

(掛金等の徴収が困難と認められる場合の措置)

第6条 掛金等の滞納が連続して3月以上に及んだ場合、基金は実施事業所に対してその理由等について調査しなくてはならない。

2 前項による調査の結果、掛金等の納付が将来にわたって困難と認められるときは、理事長は当該実施事業所に対し、基金からの脱退を勧告することができる。

3 前項の脱退の勧告を行った場合は、次の代議員会でこれを報告しなくてはならない。

附 則

第 1 条 この規程は、代議員会の議決の日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

第 2 条 企業年金基金に移行した全国環境計量証明業厚生年金基金（以下「旧基金」という。）における滞納掛金等については、当該実施事業所の事業主が承認した納付誓約書により、徴収するものとする。